

保育の必要性を証明する書類

保育の必要事由に応じて「就労証明書」「添付書類」の提出が必要です。

- 世帯全員の分(18歳～64歳が対象、学生は除く)が必要です。(世帯分離している家族も含む)
- 保護者の方が単身赴任等で住所を別になっている場合も同世帯となり、証明書類の提出の必要があります。
- 海外赴任の場合は、令和6年及び令和7年中の収入額が確認できる書類が必要になります。
- 就労証明書、医師の診断書および介護・看護状況申告書の様式は佐久市ホームページ「令和8年度保育所等入所のご案内」からダウンロードできます。

保育の必要事由	具体的事由	就労証明書	添付書類	注意事項等
就労 会社勤務 パート 等	保護者が家庭外で仕事をすることを常態としていること。(在宅勤務を含む。)	就労先事業者が記入	なし	1か月あたり64時間以上の労働を常態としている必要があります。 育児休業から復職する方も含みます。
① 就労 自営業 農業 内職 等	保護者が自営業、農業等に従事することを常態としていること。	事業主(経営者)が記入	・「確定申告書の写し」や「開業届の写し」等、その仕事に従事していることが分かる書類	1か月あたり64時間以上の労働を常態としている必要があります。
② 母親の 出産前後	母親が妊娠中であるか、または出産後間もないこと。	なし	・母子手帳の写し (表紙及び出産(予定)日の記載されている頁)	出産予定日の属する月の前後2か月の利用を限度とします。 (例:出産予定日が10月11日の場合は、8月1日～12月31日の期間で利用が可能)
③ 保護者の 疾病・障がい	病気やケガであつたり心身に障がいなどがあること。	なし	・医師の診断書等	
④ 同居家族の 介護・看護	児童の家庭で長期にわたり介護(看護)を必要とする親族があり、その介護(看護)に常時あたっていること。	なし	・介護・看護状況申告書 ・介護(看護)を受ける方の診断書、身体障害者手帳の写し、介護保険被保険者証の写し等	入院・入所者の介護・看護での認定はできません。
⑤ 災害復旧	火災・風水害・地震などの災害のため、その復旧にあたっていること。	なし	・り災証明書等	
⑥ 求職活動 (起業準備含む)	保護者が求職活動を行っている、又は児童の入所後から求職活動を行うこと。	なし	なし	3ヶ月の利用を限度とします。
⑦ 就学	就学していること(職業訓練校における職業訓練を含む)。	なし	・学生証または在学証明書 ・カリキュラム等	
⑧ 虐待・DV	保護者及び児童が虐待やDVのおそれがあること。	なし	・申立書等	
⑨ 育児休業中の 継続利用	育児休業中に、既に保育を利用して継続利用が必要であること。	就労先事業者が記入	なし	